

各位

柏原地区財産区議会

令和6年度 キノコ山の入札について(ご案内)

日頃から柏原地区財産区活動にご理解、ご協力をいただき心から感謝申し上げます。

本年度も、柏原地区財産区にとってキノコ山入札は一番重要な事業であり、入札会開催に向けて、お一人おひとりのご理解ご協力いただく中で開催できるようにいたします。

そして、前年と同様に事前入札(郵便等による入札書の提出)を実施する事や、保証金の1万円納入は、必要のないことと致します。

入札に参加される皆様におかれましては、下記の「入札心得書」をよくお読みいただき、入札にご参加いただきますようお願い致します。

☆ お 願 い ☆

スムーズな入札運営ができますよう、当日の入札に直接関係するご質問、ご意見やご要望につきましては、各区柏原地区財産区議員又は、柏原地区財産区議会事務局(上久堅自治振興センター)へ、お手数をお掛けしますが、事前に口頭や書面にてご連絡いただくと幸いに存じます。ご提言下さいました内容につきましては、議会にて協議会を開催し審議の上ご連絡申し上げます。何卒ご理解とご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

——令和6年度——

入 札 心 得 書

1	1号口	上平貸付地(石荒)	14号口	中宮	〃	(長坂)		
	2号口	原平	〃	(石荒)	15号口	中宮	〃	(深堀)
	3号口	原平	〃	(ヨシガ沢)	16号口	中宮	〃	(小深堀)
	4号口	原平	〃	(台倉)	17号口	原平	〃	(向台倉1)
	5号口	風張	〃	(ホウノ木)	18号口	原平	〃	(向台倉2)
	6号口	風張	〃	(湯ノ沢)	19号口	下平	〃	(大芝原)
	7号口	風張	〃	(ドンヤ沢)	20号口	下平	〃	(大沢)
	8号口	風張	〃	(中之沢)	21号口	上平	〃	(ドンガメ洞)
	9号口	下平	〃	(大沢)	22号口	区会直轄地	(信大貸付地)	
	10号口	中宮	〃	(ヤケノ)	23号口	越久保貸付地	(外山)	
	11号口	大鹿	〃	(ワルサワ)	24号口	区会直轄地	(三期線水源地)	
	12号口	大鹿	〃	(大山)	25号口	区会直轄地	(元第一期線)	
	13号口	原平貸付地	(ドンヤ沢)	26号口	下平管理地			

2 売却方法 一般競争入札(制限付)、不落随意契約

3 入札期日 令和6年8月19日(月) 午後2時から

4 きのこ採取期間 令和6年9月1日(日)~同年11月13日(水)まで

※落札決定後から止山開始までの間は契約手続き及び現地のロープ張り等修正作業期間とします。

5 入札会場

(1) 会場について

上久堅公民館ホール(公民館に使用制限がかかった場合は改めて別日に入札を行います)

す。)

6 事前入札(郵送等による入札書の提出)

- (1) 提出期限 令和6年8月15日(木) 17:00締切り
- (2) 提出先 〒399-2611 飯田市上久堅3769 上久堅自治振興センター
- (3) 提出物 ・入札書(押印、1人3口まで) ・契約確約書(連帯保証人を併記)
・事前入札確認書
- (4) 提出様式 入札書等必要書類については上久堅自治振興センターで配布する。
- (5) 提出方法 郵送又は持参
- (6) その他の事項
 - ア 事前入札は1回目の入札分のみとする。尚、同額の入札金額となった場合は、次の入札権利は失う。
 - イ 事前入札書提出済みであっても、入札会場での入札に参加可能とする。
 - ウ 上記イの場合、事前入札書を取り消しとする場合は、入札開始前に取り消しの申し出をするものとする。
 - エ 事前入札書の提出がされた場合、8月16日(金)までに事務局で、事前入札確認書・契約確約書のみ点検を行い、不備があった場合のみ連絡を事前入札者にするものとする。尚、入札書の開封は当日会場にて行う。また、入札金額については、誤り記載が起きないように、事前通告を徹底する。
 - オ 入札終了後、事前入札者に結果を送付するものとする。また、契約対象者には契約書も送付する。

7 会場入札(会場にて入札に参加)

- (1) 持参品 ・印鑑 ・契約確約書(連帯保証人を併記) ・筆記用具
- (2) 提出物 ・契約確約書(連帯保証人を併記) ・事前確認書
事前入札により提出している場合は省略することができます。

8 入札参加資格、入札方法、落札要件等

- (1) 入札参加資格等
 - ア 入札に参加する者は、飯田市内に住民登録がある成人で一年以上居住している個人、又は上久堅地区内にある法人若しくは区であること。
 - イ 契約に際して柏原地区財産区民【※】以外は、1人の連帯保証人を必要とし、その連帯保証人は、柏原地区財産区民であり、かつ、入札参加者と同一世帯でない成人に限る。

契約書における連帯保証人の責務は、(12)に定めるもののほか、金銭債務に限る。

【※柏原地区財産区民とは、上久堅の区域のうち、原平区、中宮区、下平区、大鹿区、上平区、風張区又は越久保区に住所を有する者をいう。】
 - ウ 財産区議員及び造林組合長による入札は、代理人によるものとする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
 - オ 価格を決めた区の役員は自己管理地の入札はできないものとする。
 - カ 暴力団又は暴力団に準ずるグループに所属していないこと。

また、契約後において、暴力団又は暴力団に準ずるグループに所属していることが判明したときはその契約は無効とし、契約金は返却しないものとする。
- (2) 入札は、自己の氏名を記載し、押印することにより入札書を作成し、提出することにより行うものとする。入札書は、1口に1人1回1枚とし、当日会場で提出された分と、事前に提出された入札書を含めて第1回目の入札分とする。

- (3) 入札書の最高額の者が、予定価格に達した時点で落札とする。
- (4) 入札書の記載金額について、明らかに誤りと思われる記載については、入札額確定前に意思の確認ができる。金額に表示上の錯誤があった場合、その入札書は無効とする。ただし、同一入札で2度の意思の確認はしない。
- (5) 落札同額者がある場合は、再度入札を実施し落札者を決定する。
- (6) 予定価格に達していない場合、入札は3回まで行う。
- (7) 予定価格に達しないときは、その度ごとの最高額を公表する。3回で落札に至らない場合は、入札参加者のうち最高額入札者から順次随意契約の意思確認を行い、契約の相手方を決定する。

これらによってもなお契約の相手方の決定に至らない場合は「不落」として一般入山券による入山の対象とするか、該当区による予定価格による買い戻しのどちらかを選択できるものとする。
- (8) 1回目の入札に不参加の者でも、2回目以降の入札に参加できるものとする。
- (9) 落札は一人3件までとし、1回目～3回目の入札で、4件以上の落札をした場合、3件となるように落札者が選択し、その他の落札物件を辞退するものとする。ただし、8(7)による随意契約による場合はこの限りでない。
- (10) 2回目以降の入札で4件以上となった場合、1回目の入札で落札した物件について辞退することはできない。また、辞退とした物件について、次点者が落札予定額に達していた場合はその者の落札とする。
- (11) 落札者は決定後7日以内に契約を締結するものとする。
- (12) 落札者が契約を締結しない場合は、契約確約書の連帯保証人が代わって契約を締結する。
- (13) 落札代金は、令和6年8月30日（金）正午までに、現金で飯田市上久堅自治振興センターへ納入するものとする。やむを得ず小切手で納入する場合は、取扱い金融機関の証明を要する。
- (14) 落札者が期日までに代金を完納しない場合は、契約書における連帯保証人が契約金を代わって支払う。
- (15) 落札者による入山は、令和6年8月20日（火）から準備として認める。
- (16) 落札者はきのご採取の目的のために入山するものとし、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。
- (17) 落札物件内の立木は、財産区議会の許可無く伐採等してはならない。また、樹木等の愛護に努めるものとする。
- (18) その他
 - ア 入札会場での参加者は必ず印鑑を持参すること（法人の場合は代表者印）。
 - イ 入札参加者に対しては、日当その他手当等は一切支払わない。
 - ウ 後に締結する契約書の契約事項は、必ず遵守すること。
 - エ 細部については、質問に応じて説明するものとする。
 - オ 複数の山（号口）を落札した場合でも、契約書は複数の号口を併記し、1枚とする。
 - カ 入札会中、進行を妨げる行為をした者には退場を命じるので、命じられた者は速やかに従うこと。

9 懲罰的規定

下記に該当する者は、翌年度から起算して3年の間入札参加資格を失うものとする。

- (1) 落札者が契約を締結しなかった場合
- (2) 落札者が期日までに代金を完納しない場合
- (3) 当該年度契約者が、当該年度契約物件以外の他人の契約物件内できのご採取をした事

実が判明した場合

(4) 本入札心得書及び契約書に定める事項に違反した場合

(5) 入札確認書及び契約確認書等の書類の記載に事実と相違があり契約が出来ない場合

(6) その他その行いを公序良俗に反すると柏原地区財産区議会が認定した場合

■その他補足事項

①現地案内を、希望者のみ対象に令和6年8月19日(月)午前10時30分から実施します。

(希望者は8月9日(金)までに上久堅自治振興センターまで御連絡下さい。)

②入札に必要な様式は、上久堅自治振興センターにあります。

飯田市上久堅自治振興センター TEL : 29-7001 FAX : 29-7203